

第3検討部会 会議録

会議の名称	第24回 第3検討部会
開催日時	平成20年9月22日(火)午後18時30分から21時30分
開催場所	川口市職員会館 講座室B
出席者	(部会長代理) 鈴木委員 (委員) 増田委員、松本委員、阿部委員、浅羽委員、森委員
会議内容	・素素案(たたき台)について ・対話集会について
会議資料	・第23回 第3検討部会資料に同じ
発言内容	<p>1. 素素案のたたき台について</p> <p>1) 市民 「市民の権利」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多様な価値観を持ち、幸せに暮らすことができる権利」というのは曖昧であるし、憲法に載っているものをあえて条例に載せる意味はあるのかという意見が編集委員会が出た。 4つの権利がある。「幸せに暮らすことができる」「参加、参画」「市の情報を得ることや意見を表明すること」「不利益を受けない」の4つ。争点になるのは「幸せに暮らすことができる」という点。自治という考え方を基本とすると、入れても入れなくてもどちらでもいいと思う。他の部会の検討に任せる。 ・「平等」についての概念を盛り込んだほうがいいという意見が編集委員会が出たがどう判断するか。 十分平等の考え方は示されている。あえて打ち出す必要はない。 ・権利を入れるとすれば責任も入れる必要がある。次に「市民の役割」の項目があるので、そこで議論する。 <p>「市民の役割」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の役割ではなく、「市民の責務」とする。「権利」を主張するのであれば「責務」も記載すべき。 ・「自らの発言と行動」の前に、「市政への参加においては」などの公私の区別をする表現を入れた方が良いと思う。 <p>「事業者の責務」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は責務だけ書いてあり権利が書いてない。 ・「～努めるものとする」はどの程度のレベルのことを言っているのか。努力すべき、というレベルであれば、責務という表現ではなく、「社会的責

任」でよいのではないか。

市民参加

- ・市民参加ではなく、内容は市の責務であるため、「8 行政」のところに移動させる。

協働の原則

- ・一つ目の は、P3「市民の権利」に移動させる。
- ・二つ目の は、P7「行政の役割・責務」に移動させる。
- ・三つ目について、自治基本条例の中に「条例を整備する」という文言が入るのは違和感がある。
- ・理念だけでなく、具体的な条例につなげ効力を発揮するために、条例を整備するという内容も盛り込んでおく必要がある。
効力を発揮することを目的とした「仕組み」を作るということを「市民の権利」にある「市は」が主語の項目と統合した上で記しておくことにする。

地域との連携

- ・三つ目について、わざわざ「既存の枠組みにとらわれない組織を設置することができる」は不要ではないか。
- ・協働の中に含めてしまってもよいし、特出しするのであれば「地域社会とコミュニティ」といった項目にしてもよいのではないか。

市政へのアクセス手段・市民提案制度

- ・「市及び議会は」について、議会を想定したとすれば適合しない内容が含まれる（パブコメなど）
「議会」の項目のところで、すでに市民意見の反映に関する言及があるのでこれで十分と考える。したがって「市は」とする。
- ・一つ目と二つ目の は、内容が重複しているため統合する。

住民投票

- ・要素として、条例を定める、住民投票を実施することができる、結果は尊重しなければならない、という3つの要素を含めることとすること。

2) 議会

- ・「政策立案、条例立案の際は、市民に対する情報公開に務める」という内容を の二つ目に含めることとする。

3) 行政

行政の役割・責務

- ・二つ目の は、「職員の能力向上・意識改革」へ移動させる。
- ・三つ目の は、「市民参加」と「市政へのアクセス手段・市民提案制度」と内容が重複しているため統合する。

組織運営

- ・「効率的」について、効率性だけを重視すべきではないという考え方もできる。
「公的責任を十分に踏まえた上で効率的」という、公的責任を踏まえるということがあるので、効率性一辺倒ではない。
- ・一つ目の はこのままでよい。
- ・二つ目の は消去でよい。
- ・三つ目の について。基本的に一つ目の と内容が重複している。ここでは「責任の所在を明確にし」が重要であるので、一つ目の にこの内容を含めることとする。また、「意思決定過程等を市民に分かりやすく説明し、透明化するよう努める」内容も同様に一つ目に含める。
「部門間の壁を取り除く」というニュアンスを、項目内には含めないが、逐条解説に含めることとする。

危機管理

- ・載せても載せなくてもどちらでもよい。編集委員に任せる。

行政評価

- ・「～公表しなければならない」とする。また、「市政に反映させなければならない」を加える。
- ・外部評価については、「～努めることとする」というレベルで含める。

行政監査

- ・公表については強い表現で書く。
- ・「外部監査制度」について言及されているが、「整備を進める」というレベルが妥当であるため現行の表現でよい。
- ・二つ目の について、「公益通報制度を設けるとともに」は、「～制度により」でよい。

総合計画

- ・このままでよい。

財政

- ・「財政の健全性」に対する具体的内容について、「持続可能性の高い財政

	<p>構造」と「費用対効果の最大化」を含めたい。</p> <p>情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・項目として立てなくても、個別条例で対応可能である。 <p>職員の能力向上・意識改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「政策の立案」とあるが、全ての職員が政策立案に携わるわけではない。 ・一つ目の は、市の責務と内容が重複しているため移動させる。 ・原点主義ではなく、積極的な取組を評価するというニュアンスの内容を「市長の役割・責務」のところに含める。 <p>4) コンプライアンス・倫理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当たり前の内容が記載されているため、一つ目の と二つ目の を統合する。 <p>5) 市政オンブズマン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置しなくてもよいと考える。 <p>6) 条例の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織の構成は、外部から有識者、今回の部会長のようの方が入ることを想定する。 ・一つ目の について。審議会に限定する必要はない。「市民の参画と協働によるまちづくりの進捗状況について」は限定しすぎであるため、冒頭に「本条例の運用状況について検証し～」と記載する。 ・改善すべき事項があれば、市長及び議会に答申することができる、とする。 ・二つ目の について。公表だけでなく、反映についても言及する。 ・定期開催についても言及する。 <p>【今後について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9/26 までにその他意見があれば提出することとする。
次回以降日程	第 25 回 10 月 14 日 (火) 18:30 ~